

善通寺市監査委員公表第3号

平成28年11月9日付け善監委第36号及び第37号で提出した平成28年度財政援助団体監査（善通寺市環境推進連合会及び各地区環境推進連合会）の結果に関する報告に対し、善通寺市環境推進連合会及び各地区環境推進連合会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成28年12月14日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 内田 等

平成28年度財政援助団体監査（善通寺市環境推進連合会及び各地区環境推進連合会）

監査指摘事項の取組について

個別指摘事項

【市環境推進連合会】

補助金の支出科目について

一般会計収支決算報告書の「支出の部」の科目において、市からの補助金を交付金としている。

次年度からは、訂正し記載されたい。

【検討結果】

次年度の収支決算報告書において訂正し記載する。

【各地区環境推進連合会】

① 補助金の支出科目について

一部の地区環境推進連合会の一般会計収支報告書の「支出の部」の科目において、市からの補助金を交付金としている。次年度からは、訂正されて記載されたい。

② 環境・コミュニティ推進事業交付金について

この交付金については、一部の地区環境推進連合会の一般会計収支報告書の「収入の部」の科目に、補助金として記載しているため、次年度からは、訂正されたい。

③ 上記交付金の繰越金について

一部の地区環境推進連合会の環境・コミュニティ推進事業交付金において、200万円を超える繰越金が見られた。これらは、地区の総意のもとに計画的に減少するか、又は、目的を明確にした積立金として処理されたい。

【検討結果】

① 次年度の収支決算報告書において訂正し記載する。

② 次年度の収支決算報告書において訂正し記載する。

③ 環境・コミュニティ推進事業交付金において、繰越金が多い一部の地区環境推進連合会に対し、当該交付金の目的にあった事業を実施することで計画的に減少するか、目的を明確にした積立金として処理するよう指導する。